

令和7年度 第1回津有区地域協議会 次第

日時：令和7年6月17日（火）午後6時30分～
会場：津有地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

(2) その他

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・日時：令和7年 月 日（ ）午後6時30分～
- ・会場：津有地区公民館 大会議室

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

○事前 ・次第

・資料 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について（農政課）

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

- その1 自分以外の人のお考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その5 個人の意見は平等に扱きましょう（一人の強い意見に偏らない）

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年6月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況・・・市ホームページで公表
- ・地域計画の公表・・・令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）

谷浜・桑取区 高土区 名立区
柿崎区 吉川区

～令和6年度上期（令和6年8月末）

大島区 牧区 三郷区
和田区 金谷区 春日区
大湊区

～令和6年度下期（令和6年12月末）

安塚区 中郷区 頸城区 三和区 浦川原区 板倉区
清里区 有田区 北諏訪区 保倉区 津有区 新道区
諏訪区

（主な意見・課題）

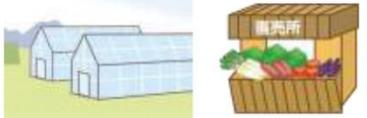
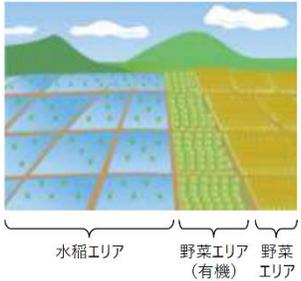
- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代にはほ場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 <small>(事後の変更可)</small>	地域の農業の将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	<p>農地の集約化</p> 
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none"> 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 	
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	 <p>水稲エリア 野菜エリア(有機) 野菜エリア</p>
農業外の利用 <small>(事前の変更要)</small>	農地の転用	<ul style="list-style-type: none"> 公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	